2022年3月15日　参議院総務委員会　会議録抄

地方税・地方交付税法改正案 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　私は、最初に、岸田政権が新しい資本主義で掲げた、そして自治体にとっても十月以降は地方交付税にも関係してくる看護、介護、保育等の処遇改善について質問をさせていただきます。

　二〇二一年度補正予算において措置をされました公的部門における処遇改善について、保育、放課後児童支援、幼児教育、看護などの各事業における施設からの申請状況はどのようになっているのか、また、各々の申請状況について、民間施設では常勤労働者と有期雇用労働者、公立施設では常勤職員と会計年度任用職員など、そういったそれぞれ雇用形態ごとの詳細の賃金引上げがどのようになっているのか把握しているというのをお聞かせいただきたいと思います。これ、関係しているのが内閣府、厚生労働省、文部科学省となっていますので、それぞれからお答えをお願いします。

○相川哲也　内閣府子ども・子育て本部審議官　お答え申し上げます。

　三月四日までに令和三年度の交付金申請が四十七都道府県からあり、その集計結果について申し上げますと、令和三年度において、保育所、幼稚園等について申請があった市町村数は千四百五市町村であり、そのうち公立保育所について申請があった市町村数は四百七十四市町村となっています。また、放課後児童クラブについて申請があった市町村数は千九十九市町村であり、そのうち公立の放課後児童クラブについて申請があった市町村数は三百三十八市町村となっております。また、各施設における常勤、非常勤別の賃上げの状況については把握しておりません。

○大坪寛子　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　厚生労働省の所管といたしまして、看護と介護と障害福祉の分野がございます。これ、補助金につきましては四月から申請を開始することとしておりますので、現時点で申請に関する状況は、情報は持っておりません。その際に、申請の段階で細かい調査、こういったことをいたしますと事務負担の観点から申請が余り多く上がらないということが懸念されますので、今般の補助金の申請におきましては、雇用形態ごとの詳細な状況、これを申請書に記載するようなことは予定をしておりません。

○森晃憲　文部科学省高等教育局私学部長　文部科学省が実施する処遇改善に係る補助事業に関しまして、私立幼稚園のうち私学助成の交付を受けている幼稚園については、現在おおむね半分の園に当たる千六百七十六園から申請がなされております。なお、雇用形態ごとの詳細な賃上げ状況については集計しておりません。また、国立大学附属幼稚園については、現在申請手続に向けた最終調整を行っているところでございまして、現時点において申請状況は把握しておりません。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　これからというところもあるということでお伺いをいたしました。そして、内閣府の方も、二月二十五日よりは若干増えたというふうに捉えました。

　公的部門における処遇改善は、対象としている業種、職種に存在している給与格差、つまり、公立と民間、常勤と有期雇用等の雇用形態間の格差により、その結果として看護を除いたほかの職種に比べ低い給与水準となっていることが一因と想定されます。これを解消することを事業の主体とされる地方自治体を含めた全ての関係者が基本とした上で、あるいは、そのために、対象となる全ての働く方に直接かつ確実に給与を引き上げ、処遇改善を届けるというのが目的となっています。

　その意味からいえば、公立に関係する、言い換えますと、地方公務員の職制度を所管する総務省にも協力を求めるなどして、改めてこの事業全体における詳細の適用状況を調査すべきと指摘しますが、各関係府省の見解を明らかにしていただきたいと思います。内閣府、厚労省、総務省の順番でお願いします。

○相川哲也　内閣府子ども・子育て本部審議官　お答えします。

　内閣府といたしましては、これまで地方自治体への説明会や事務連絡等により繰り返し申請に係る柔軟な対応について周知しますとともに、公立については、市町村の取組の具体例をお示しし、積極的な検討を行っていただくよう重ねて依頼をしてきたところでございます。また、保育所等の関係団体に対しても、事業内容や要件、対象者等について繰り返し説明を行ってきたところでございます。

　その上で、地方公務員である公立施設の職員の賃金につきましては、自治体によって職種ごとや会計年度任用職員の給与体系は様々であると承知しておりまして、それぞれの自治体において適切に御判断いただくものと考えております。

　また、民間施設についても、保育所の経営者にも今回の処遇改善の趣旨等を御理解いただいて補助金を活用してもらいたいと考えておりますが、職員の賃金は労使の協議等により決まってくるものと承知しております。

　このように保育士等の賃金改善については、一義的には各自治体や事業者において今回の処遇改善の趣旨を理解いただいた上、適切に御判断いただくものと考えており、各施設における賃上げ状況について詳細な調査を行うことは考えておりません。

○大坪寛子　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　厚生労働省の分野におきましても、なるべく多くの方に手を挙げていただけますように、丁寧に、申請、届出の方法など都道府県の説明会を開催をいたしましたり、ホームページで制度の周知に取り組んでおります。また加えまして、先ほど申しましたように、申請の手続を簡素化するということも重要だと考えておりまして、こういったことで個々人の負担が発生しないような形でなるべく多くの方に申請をいただきたいと思っております。

　その上で、その様々な調査に関しましては、例えば厚生労働省の方で設けております統計ですとか、そういったところからも把握できるのではないかと考えております。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　地方公共団体におきます処遇改善事業の実施状況につきましては、まずは事業所管省庁で把握すべきものと考えておりますが、これら省庁において実施される取組に対しましては、総務省としても引き続き連携して協力してまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　それぞれ御答弁いただきました。

　最初の質問に戻りますが、例えば保育施設であれば千四百五市町村というふうに言っていましたが、これ施設数ではないので、あくまでも申請のあった市町村の数ということです。一体、全ての保育とか放課後児童クラブとか、そういうところが申請してくるかどうかというのはまだまだ分からないところなんです。

　その中でも、この公務の部分が本当に申請が上がってきていないんではないかと言わざるを得ません。関係施設及び対象職員の全体の規模からすれば極めて不十分な状況にとどまっているのではないかと思われます。そういうふうに指摘せざるを得ない状況ですが、その要因はどのようなことにあったと考えているのか。内閣府と、そして民間も含めて申請が半分というふうに言っていましたので、文科省にもお伺いいたします。

○相川哲也　内閣府子ども・子育て本部審議官　先ほど申し上げました申請状況は三月四日までに市町村から国に対して申請があった令和三年度分の市町村数を集計したものですが、市町村から国に対する交付金の申請については令和四年度に令和三年度分も含めて交付申請を行うことも可能としており、今後追加で申請する市町村もある見込みでございます。

　他方で、公立施設の職員の賃金については、自治体によって職種ごとや会計年度任用職員の給与体系は様々でございまして、保育所以外の施設職員や他の職種の給与との均衡等の観点から、公立施設の常勤職員について賃金改善を行うことは困難と市町村が考える場合もあると考えられます。

　繰り返しになりますが、今回の処遇改善に係る交付金については、市町村に対して発出した事務連絡等により繰り返し申請に係る柔軟な対応について周知いたしますとともに、公立については、今般の処遇改善に取り組む市町村の具体例をお示しし、積極的に検討を行っていただくよう重ねて依頼してきたところでございまして、引き続き今般の処遇改善の取組が保育等の現場に行き渡るよう取り組んでまいります。

○森晃憲　文部科学省高等教育局私学部長　私学助成の交付を受けている幼稚園につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、おおむね半分の園が申請しておりますけれども、こうした申請状況の背景といたしましては、年度の切り替わる四月に合わせて給与改定を予定していることや、年度途中の処遇改善の場合、各幼稚園の事業計画の見直しが必要となること等の要因が考えられると認識しているところでございまして、この四月以降の分については現在申請を受け付けているところでございます。

**○岸まきこ**　今それぞれからお話を、答弁をいただきました。

　四月以降も追加で受付をするというふうには言いながらも、これはあくまでも補正予算なので、年度内でということが肝腎になってきます。二〇二一年度の年度末を控えて、事業の性格から、この関係補正予算の全額を執行することが政府の責任であると考えます。引き続き、各府省において全ての対象施設及び職員からの申請が行われるよう最大限の努力を図るよう求めますが、その見解を明らかにしていただきたいです。

　また、事業を所管している内閣府、厚生労働省及び文部科学省のみならず、総務省としても、事業の主体が地方自治体となっていることを踏まえ、公的部門における処遇改善が万全にその目的を果たすよう格段の努力を求めておきますが、そういった見解も明らかにしていただくようにお願いいたします。

○相川哲也　内閣府子ども・子育て本部審議官　お答え申し上げます。

　繰り返しになりますけれども、今回の処遇改善に係る交付金につきましては、市町村に対して発出した事務連絡等により繰り返し申請に係る柔軟な対応について周知いたしますとともに、公立につきましては、今般の処遇改善に取り組む市町村の具体例をお示しし、積極的に検討を行っていただくよう重ねて依頼をしてきたところでございます。

　その上で、地方公務員である公立施設の職員の賃金については、自治体によって職種ごとや会計年度任用職員の給与体系様々であると承知しておりまして、それぞれの自治体において適切に御判断をいただくものと考えておるところでございます。

　また、民間施設につきましても、保育所等の経営者にも今回の処遇改善の趣旨等を御理解いただいて補助金を活用してもらいたいと考えておりますが、職員の賃金は労使の協議等により決まってくるものと承知をいたしております。

　各施設における職員の賃金改善につきましては、第一義的には各自治体や事業者において今回の処遇改善の趣旨を理解していただいた上で適切に御判断いただくものと考えているところでございます。

○大坪寛子　厚生労働省大臣官房審議官　厚生労働省におきましては、この四月から申請を開始するところでございます。引き続き制度の周知に努めてまいりたいと思います。

○森晃憲　文部科学省高等教育局私学部長　幼稚園教諭の処遇改善は、質の高い人材を確保し、幼稚園における教育の充実を図るためにも重要な課題と認識しております。

　文部科学省といたしましては、できる限り多くの園において処遇改善が行われますよう、各都道府県や国立大学法人とも連携しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　今回の処遇改善事業につきましては、総務省としても、地方公務員制度を所管する立場から、各地方公共団体が今回の経済対策の趣旨を踏まえ、対象となる職員の処遇改善について適切に対応いただけるよう複数回にわたり通知を発出するなど、事業所管省庁と協力して取り組んでまいりました。

　地方公務員の給与は地方公務員法に基づき民間等との均衡を考慮して定められるものであることも踏まえつつ、今回の処遇改善事業が各地方公共団体において適切に活用されるよう、引き続き事業所管省庁と情報共有をしっかりと図りながら協力して取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　今それぞれがおっしゃられたとおり、引き続き、現場の方は十二月にやっぱりマスコミとかで例えば九千円上がるとかという報道を目にしていますので期待していたんですよ。でも、残念ながら実際には、全然その使用者から、雇用主から上がるという話もされないし、また労働組合があったとして、そこが持ち込んでも、いやいや、これはうちではやらないよというふうに冷たく言われたというところもあるので、引き続き、これ政府で掲げたせっかくの政策なので、実行していただくようにお願いいたします。

　また、この制度の、例えば保育士等の処遇改善を見ると多くの書類を求められていまして、ほとんどの民間保育所とかも含めて事務員っていないはずなんですね。それでも民間の保育所は懸命に書類を作成して自治体へ提出してくるんですが、チェックするとやっぱり不備があったりするのでなかなか進んでいかないといった事情もあります。国から求められるこの提出書類というのが複雑過ぎるとか、書類の期限が短過ぎる、今回であれば二月というふうになっていたので、大変、すごく苦労したという話も聞いています。そういった声が多いんですね。

　総務省は、自治行政をスムーズにさせるためにも、ここは自治行政の話です、総務省は、自治体の実施業務をスムーズにさせるためにも、各省庁に対して、自治体の業務過多を勘案し、余裕を持った期日や、計画策定の義務付けを簡素化するように牽引していただきたいんです。

　ここは総務省を所管する金子大臣にお答え願います。

○金子恭之　総務大臣　お答え申し上げます。

　今関係府省の議論をずっと聞かせていただきました。岸委員におかれましては、地方自治体の現場を経験をされて、まさに中身はよく分かっている中での御指摘だと思います。

　先ほど部長からもお答えしたんですが、今回の処遇改善事業については、各自治体において限られたスケジュールの中で必要な申請手続等に御対応いただいているものと承知をしております。

　この事業の実施に際しては、総務省としても、地方公務員制度を所管する立場から必要な意見を申し上げてきたところでございます。そうした意見も踏まえながら、事業所管省庁において、説明会の実施や質疑応答集の発出などの対応がなされてきたところでございます。

　各省庁が自治体に求める各種申請等については、自治体が作業を行う上で十分な時間の余裕を持つことができるようにするとともに、作業自体が必要最小限のものとなるよう、まずは各省庁において御検討いただくものと考えております。

　総務省といたしましても、業務の緊急性や自治体の御意見等を踏まえ、必要に応じて関係省庁とも連携して対応してまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　金子大臣、ありがとうございます。

　本当に、自治体の方の例えば子供課というところがチェックをしたり、こういうのありますよと持っていくにしても、なかなかやっぱりスケジュールが短かったというところもありました。引き続き御努力をお願いいたします。

　それでは次に、地方財政計画と地方交付税関係について質問をしたいと思います。

　東日本大震災から十一年が経過をしました。復旧復興は地域によっても差があるのが現状です。被災自治体では、ハード面は進んでもソフト面での被災者支援が必要という声が多いのも実情です。

　引き続き国として被災地に寄り添った対応を求めるところですが、この東日本大震災の自治体財政の支援を金子大臣はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○金子恭之　総務大臣　東日本大震災の復旧復興事業の地方負担分などについては、被災自治体の財政負担を解消するとともに、被災自治体以外の自治体の財政に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保した上で、震災復興特別交付税により措置を講じております。令和三年度から始まった第二期復興・創生期間においてもこの措置を継続することとしておりまして、令和四年度においては、被災自治体が復旧復興事業を行うために必要な額を積み上げ、一千六十九億円を確保しております。

　引き続き、閣僚全員が復興大臣であるとの強い思いの下、被災自治体が必要な復旧復興事業を確実に実施できるよう、被災自治体の支援に万全を期してまいります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　特に福島県の浜通りの自治体というのは、東京電力福島第一原発の事故によって住民が自治体の外に避難しなければならなかったという経過があります。震災後、段階的に避難指示解除を行ってきましたが、放射線への懸念や、お店とか病院がその自治体にないということもあって、なかなかこういうソフト面の問題もあって帰還が思うように進んでいない地域もあります。

　本日、資料も配付させていただきました。資料の裏面の二、資料二の方を御覧いただきたいんですが、これは避難指示が出た区域の登録人口と高齢者割合ということの読売新聞の記事で、記事というか、新聞記事でございます。

　これを見ていただいて分かるとおり、例えば全村避難を余儀なくされた飯舘村とか葛尾村というのは、帰還できるといっても、まだまだ全体の、現在の人口数というのは二〇二二年の一月一日現在の住民登録台帳に基づく人口だと思いますが、これに対して大体二五％程度しか帰還していない実態にあります。大熊町とか富岡町については一・六％とか七％という実態にありますし、双葉町についてはこれから、今年初めて帰還するということになっています。

　注目したいのは、括弧内に、その帰還者のうちの括弧内が高齢者割合となっていまして、六四・七％とか六〇・八％とか五二・五％とか、非常に他の自治体に比べて高齢化率が高い実態にあります。こういった自治体では、今後の地方財政を心配する声が多いです。まあそれは不安ですよね、この後どうなっていくのかということで。特に交付税についても心配していまして、算定基礎となる国勢調査の人口などについては、現在は特例措置を設けていただいておりますが、これがいつまで続けてもらえるのかといったことに本当に大きな不安を抱えています。

　安定的な財源確保が必要なのは、総務省も、先ほどの答弁あったとおり、大臣から答弁あったとおり、重々承知しているのは分かりますが、具体例を挙げると、復興に向けてはハード事業から整備していて、公共施設を建設してきました、これまで。ですが、先ほども言ったとおり、帰還は進んでいないんです。なおかつ高齢化率が高いという実態にある中で、この公共施設の起債の償還には国も支援をしていますが、将来的にこの施設を維持するだけでも負担となることを恐れています。

　国勢調査人口などのこの交付税算定の特例措置はもちろん、行政運営が維持できるよう、ここはしっかり寄り添った対応をお願いしたいんですが、金子大臣の見解をお願いします。

○金子恭之　総務大臣　委員御指摘のとおり、東日本大震災の原発被災団体においては、国勢調査人口がゼロとなった自治体や激減した自治体が生じました。そこで、普通交付税の算定に用いる人口として、直近の国勢調査人口に代わり、被災前の平成二十二年国勢調査人口を基礎として、住民基本台帳人口の動きを反映した人口を用いることができるなどの特例措置を講じております。令和三年度の算定においても、原発被災団体について、引き続きこうした特例措置を講じた上で算定を行ったところでございます。

　また、先ほども御答弁しましたとおり、東日本大震災の原発被災団体における復旧復興事業の地方負担分などについては、震災復興特別交付税により被災団体の財政負担を解消しているところでございます。

　今後とも、被災自治体の財政運営に支障が生じないようしっかりと支援してまいります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。大臣、引き続きお願いします。

　先ほど配った資料のこの一枚目の資料一の方を御覧いただきたいんですが、これ、被災自治体の財政の危機ということで書かれた記事になります。福島県富岡町の現状が書かれています。帰還された住民の多くは高齢者で、介護保険料は二倍近くになったと書いています。まあ高齢者率が高いんだから、それは介護保険料も掛かるので高くなる。で、今はこれは介護保険料についても減免措置とかを行っていると存じていますが、こういうふうに、これからも引き続きこういった問題が出てきます。

　そもそも、原発によって人生を変えられた人や地域であります。原子力政策を進めてきた国として最後まで責任を持っていただきたいということを更に申し添えておきます。

　次に、二〇二〇年度の自治体決算において、財政の弾力性を示す経常収支比率について触れたいと思います。

　市町村が九三・〇％、都道府県が九四・四％と、いずれも硬直的な現状にあります。さらに、人件費とか扶助費、公債費の義務的経費では、市町村は四九・二％、都道府県は四一・一％を占めています。地方交付税の財源保障機能によって必要な一般財源総額が確保されたとこれで言えるのかどうかというのをお伺いいたします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　地方の一般財源総額についてのお尋ねでございますが、この地方の一般財源総額につきましては、基本方針二〇二一におきまして、令和四年度から六年度までの三年間、令和三年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしております。

　これは、地方の歳出水準につきまして、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、社会保障関係費や公債費の動向などの増減要素を総合的に考慮し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保していくという趣旨でございます。

　令和四年度の地方財政計画では、その歳出におきまして、地域社会のデジタル化などに対応するために必要な経費を計上いたしますとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した上で、一般財源総額につきまして、交付団体ベースで令和三年度を上回る六十二兆円を確保したところでございます。

　今後とも、自治体が直面する重要課題に取り組みつつ行政サービスを安定的に提供できますよう、基本方針二〇二一に沿って必要な一般財源総額を確保してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　まあそれは確保されたというふうに答えるのは分かってはいますが、やっぱり義務的経費が四〇％以上とか五〇％近くになっているということは、正直、本当に行政運営そのものが危うくなっているんじゃないかというふうに心配するところです。

　岸田内閣の新年度予算に盛り込まれた政策を見ると、デジタル化、デジタル田園都市国家構想だとか、グリーン化、介護、保育、先ほど触れましたが、介護、保育、幼児教育等の処遇改善など、自治体の補助とか単独の両面にわたる事業展開や財政負担を伴うものがあります。

　国からの過剰な計画策定の要請であったり、まあいろんなところで要請されているんですが、そういうものであったり、自治体政策の多様化などにより業務量は著しく増加しています。現場では人手不足が深刻化しており、地財計画に計上される職員数は保健師や児童福祉司の増員などを含めて純増に転じてはいますが、一般職員を含め計画人員の増員とこれに見合った経費となっているのかどうかというところです。

　ここが更なる充実を図るべきだと私は考えますが、金子大臣の答弁をお願いいたします。

○金子恭之　総務大臣　お答え申し上げます。

　地方財政計画上の職員数は、国の法令による定数や自治体の職員数の実態などを勘案して必要な職員数を計上しております。

　令和四年度地方財政計画においては、自治体の一般職員の職員数が増加している実態などを勘案した上で、保健所の体制強化による保健師の増や児童虐待防止対策の強化による児童福祉司の増を見込むことなどによりまして、職員数全体で五千百六十人の増としております。

　今後とも、自治体が直面する行政課題に的確に対応しつつ、自治体の実態などを十分に踏まえ、適切な職員数の計上に努めてまいります。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　確かに、ここ数年、計画上の人員も増やしていただいているし、総務省も十分自治体がこれまで削り過ぎてきたというのは御承知だと思うんですね。なので、更なる、やっぱりどんどんどんどん国から新しい事業は降ってくる、しかも今はコロナの対策とかで追われているので、本当に今もう四苦八苦なんですね。このままだったらもう過重労働で、メンタルヘルス不調を来すというのも次から次へと残念ながら出てきている実態にあります。引き続き改善をお願いいたします。

　次に、一般行政経費の単独分は十四・九兆円が計上されていますが、増減率は〇・三％と、ほぼ前年から微増という実態にあります、余り変わらないというところ。しかし、社会保障経費、先ほども答弁いただきましたが、社会保障経費ですね、こういったものも増加しているし、会計年度任用職員の任用増加であったり、デジタル化やグリーン化に伴うソフト部門の経費増加などが予想される中で抑制傾向が続く状況はおかしいのではないかと私は考えますが、このことについてお伺いします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　令和四年度の地方財政計画におきましては、一般行政経費のうち国庫補助負担金を伴わないものにつきまして、社会保障関係費の増加等を反映し、令和三年度に対し三百七十一億円の増となる十四兆八千六百六十七億円を計上しております。

　また、この一般行政経費のうち国庫補助負担金を伴わないものとは別に、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組の推進といった重要課題に対応いたしますため、一般行政経費において地域デジタル社会推進費二千億円を計上いたしますとともに、投資的経費におきまして公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業を追加し、事業費を一千億円増額するなど、必要な対応を行っているところでございます。

　今後とも、自治体の自主性、主体性を踏まえつつ、自治体が必要な行政サービスを提供することができますよう、地方財政計画への適切な歳出の計上に努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　前田局長から答弁いただいたように、様々なところに予算を付けて努力をいただいているのは承知はしていますが、やっぱり引き続き、これで本当に、仕事はどんどん増えてくるので、足りているのかというのがやっぱり疑問だというところです。

　地財計画における給与関係経費は前年度より〇・九％減となっています。ですが、これは人事院勧告の引下げ分が計上されているからであって、保健師など、さっき言った児童福祉司とかですね、そういうところの定数は増やしていると説明は受けていますが、これでは非常に見えにくいです。

　昨年の委員会でも保健所職員数を増員すると答弁を受けていますが、交付税を増額した効果はあったのかどうかというのを総務省の認識としてお伺いいたします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　保健所の人員体制強化の関係でございますが、保健所において感染症対応業務に従事する保健師につきまして、コロナ禍前と比べ、令和三年度と令和四年度の二年間で四百五十名ずつ、合計九百名の増員に必要な地方財政措置を講じることとしております。

　令和三年度につきましては、厚生労働省の調査によりますと、令和三年四月一日現在の保健所全体の保健師数はコロナ禍前の平成三十一年から約七百名増員されていると承知しておりまして、各地方団体の実情に応じた保健所の体制、機能が図られているものと認識しております。

　令和四年度に向けましては、まずは厚生労働省においてしっかりと対応していただく必要がございますけれども、総務省としても、引き続き保健所の体制強化に取り組んでいただきたい旨、各地方団体に対して周知を行っておりまして、厚生労働省とも連携しつつ必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　保健師を二年間で九百人増やすということで、平成三十一年度から比べると七百人増えましたという答弁をいただきました。引き続き、この保健所の職員というのが本当に大変な状況にありますので、努力をしていただきたいというところです。

　保健所についてなんですが、保健師だけが不足しているわけではございません。御承知のとおり、保健師だけじゃなくって、このコロナの対応については、感染者を追うとか濃厚接触者を追うという状況になると、事務職も含めて派遣をしてもらって対応しているところがございます。現場からは、保健所の事務職員も増員してほしいといった声がすごく強くあります。二〇一八年から国内で発症したＣＳＦ、いわゆる豚熱ですが、豚熱への対応であったり、現在も全国で鳥インフルエンザへの対応に追われている獣医師、獣医ですね、獣医についても人手不足の状況にあります。

　保健所というのは、コロナ対応だけではなくて、通常業務も多忙であるというのが実態です。保健所機能の重要性を改めて自治財政局としても認知をしていただき、財源確保を努めてもらいたいです。保健師以外の増員に向けて動いていただきたいんですが、局長の見解を伺います。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　保健所の業務が円滑に行われるためには、委員御指摘のとおり、保健師以外の職員の方の役割も重要だと認識しております。

　令和三年度におきましては、地方団体における実態及び厚生労働省や地方団体からの要望も踏まえまして、保健師以外の保健所職員についても地方交付税算定上の人数を標準団体ベースで二名増やしたところでございまして、令和四年度においてもその水準を維持することとしております。

　今後の保健所の体制の在り方につきましては、まずは厚生労働省において御検討いただく必要がございますけれども、総務省といたしましては、厚生労働省と連携しながら、地方団体における実態等の把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　担当は厚生労働省なので、厚生労働省がしっかりとそれを増員を目指していくというのは大事なんですが、やっぱり、自治体の財政当局もそうなんですが、財政担当の職員もそうですけど、その仕事が何なのかというのが分からないとお金を計算するということはできないんですね、予算を付けていくというのは。なので、この場でも取り上げさせていただいて、局長から答弁をいただいたというところでございます。引き続き努力をしていただきたいというところです。

　次に、災害対応への一環として、二〇二〇年度から復旧・復興支援技術職員派遣制度というのができました。これについては交付税措置もしています。間もなく二年が経過するんですが、現在の状況をお伺いします。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　復旧・復興支援技術職員派遣制度を創設をいたしました令和二年四月一日時点では、中長期派遣対応の技術職員として登録されている人数が百八十八名でございましたが、令和三年四月一日現在では二百七名となっておりまして、そのうち二十六名は令和二年七月豪雨により被災した熊本県及び熊本県内市町村に派遣をされております。

**○岸まきこ**　実際にこの事業を、事業というか、始めてから二百七人の登録があって、今も熊本県の方に派遣しているということで、一定の効果はあるかと存じます。

　ただ一方で、災害対応で技術職が足りないということは問題でありまして、これを、この制度で果たしてうまくいくのかというのは私は実はちょっと懸念していたんですよ。なぜなら、この制度そのものに、実際に働く人のことを勘案していないんじゃないかなと考えるんですね。例えば、その都道府県の職員が、忙しい、災害のあったところばっかり異動させられるというので、もう最初から災害対応ありきでの募集なので、そこに誰が応募するのかというのがちょっと疑問だったというのがあります。

　それで、そういう問題もありますが、この制度は目標を千人としていますが、なぜ現状は目標の五分の一しかないのかという原因を総務省としてどのように捉えているか、お伺いします。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　委員御指摘のとおり、総務省では、当面数年を掛けて千人程度の中長期派遣対応技術職員を確保できるよう、地方交付税措置も講じながら必要な人員確保に取り組んでおるところでございますが、その確保に向けては様々な課題があると認識をしております。

　具体的には、人口減少や少子高齢化の進展などによりまして、地方公務員の受験者数、競争率が減少傾向にあり、専門人材の確保が困難な状況にあることがございますし、また、大量採用世代の退職や民間との競合による採用難によりまして増員が困難であること、それから、特に技術職員につきましては、近年の国土強靱化の推進や公共施設の老朽化への対応のためにその業務自体が増加をしておりまして、技術職員を確保できた都道府県においても市町村支援業務や中長期派遣対応職員に充てることが困難な状況にあるところもあるという現状にあると認識をしております。

　総務省としては、これまで、各都道府県の人事担当課、市町村担当課への説明会等を通じこの制度を周知するとともに、大臣書簡によりまして全国の都道府県知事に、積極的な技術職員の採用、増員、中長期派遣職員への登録に加えまして、実際の職員派遣についても格別の御協力を依頼をしているところでございます。

　さらに、今年度からは新たに、国土交通省や農林水産省、林野庁と連携し、各都道府県の技術職員が業務を担う事業担当部局に対しても制度周知を徹底をしているほか、技術職員を地方公共団体が採用するための工夫、例えば技術職員を独立させて採用試験区分を新設するなどといった取組について他の地方公共団体にも周知をしているところでございます。

　先ほど申し上げたとおり、この中長期派遣対応技術職員を短期間で大幅に増加するというのはなかなか難しい課題がある状況ではございますが、総務省としては、地方公共団体の実態をより丁寧に把握しながら、この技術職員を一人でも多く確保できるよう取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　公務員部長、ありがとうございます。

　引き続き、この問題、相当やっぱり現場の市町村では実際に技術職員を採用したくて、本当であれば都道府県単位ではなくて、自前の技術職員が、市町村が望んでいます。ただ、これを募集掛けたとしてもなかなか応募がないという悩みがあるのでこういった制度ができたと承知していますので、これを、じゃ、どうやって活用していくか、もっと広げていくかというのが課題だと思いますので、引き続き、私も何かいい手があったら提案しますので、是非引き続き取り組んでいっていただきたいです。

　次に、森林環境譲与税のことについてお伺いします。

　この森林環境譲与税は、気候変動対策として市区町村に配分がされ、森林整備や保全を市町村が担うとなっています。

　制度が始まった二〇一九年度と二〇二〇年度に市町村へ配分された資金の五四％に当たる約二百七十一億円が使われずに基金に積み立てられているというような報道がありました。

　このミスマッチをどう捉えているか。森林が多い地域に重点配分するように制度をやっぱり変えるべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　森林環境譲与税の譲与基準の見直しにつきましては、これまでの衆参両院の総務委員会の附帯決議において、各地方団体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合には所要の見直しを検討するとされているところでございます。

　森林環境譲与税の令和二年度における活用実績でございますが、間伐等の森林整備について、森林所有者への意向調査を行っている団体も含めますと七割以上の市町村において取り組まれており、八割程度の政令市、特別区において木材利用や普及啓発に関する事業にも取り組んでいるなど、地域の実情に応じた様々な事業への活用が一定程度進んでいるものと受け止めております。

　森林環境譲与税による効果を検証するためには今後も事業の実施状況を見極める必要があると考えておりまして、これらを踏まえ、森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　稲岡局長も重々御承知かと思いますが、やっぱり本当に使わなきゃいけない自治体にお金があんまり来ていないので森を守ることができないといったようなミスマッチが起きていますので、附帯決議にもあったとおり、一日でも早くこれを、人口割りの部分ですね、改善していただきたいです。

　この市町村の人材確保も課題になっていまして、林野庁の協力は欠かせないものになっていますし、これは質問はしませんが、公務員部長としても、やっぱりこの森を守る人の、公務員の育成、地方公務員の育成というのも是非今後とも取り組んでいただければというふうに思います。

　ちょっと順番を変えまして、国と地方の協議の場についてお伺いをしたいと思います。

　現在、国と地方の協議の場というのは、残念ながら機能しているとは言い難いです。臨時に招集する場合のほか、毎年度四回開催するという運営規則上の要請すら達成できていない実態にあります。たとえ開催していても、毎年扱う議題が固定化していたり、一回当たりの開催時間が非常に短いというような実態にあります。

　正直、こなしになっているのではないかなと疑うところですが、実質的な協議が大事です。スタートした当初から、単なる要望やお願いの場であったり、国の決めた政策を地方側に一方的に納得させる場になってしまう危惧はありました。今や、地方自治に詳しい専門家からは、地方からの単なる陳情の場にすらなっていないという厳しい評価すらされているところです。改善すべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

○寺崎秀俊　内閣府地方分権改革推進室長　お答え申し上げます。

　国と地方の協議の場は、平成二十三年の法施行以来、地方分権改革、地方創生、骨太方針や予算編成など国の重要政策について幅広く協議を行い、着実に開催実績を重ねているところでございます。

　この開催に当たりましては、地方側からの意向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を議題に追加するなど、地方を取り巻く様々な課題等について適時に協議を行えるよう努めておるところでございます。また、本協議の場に関しましては、地方からは、国と地方の実効性のある対話の場として期待、評価されているものと認識をしているところでございます。

　地方分権改革の推進のためにも、引き続き国と地方の協議の場を活用し、地方の声に十分に耳を傾けてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　実質、残念ながらちょっと形骸化しているというところなので、十分に地方の声を聞く場にしていただきたいです。

　金子大臣もこのメンバーの一人ですので、金子大臣にもお伺いします。総務大臣としても地方の声を反映させるために機能させていただきたいということを要望しますが、御答弁をお願いいたします。

○金子恭之　総務大臣　先ほど内閣府から御答弁いただきましたが、国と地方の協議の場の運用等につきましては、まずは制度を所管する内閣府において御検討いただくものと考えております。

　私としては、自治体と国とが緊密に連携協力して様々な課題に立ち向かっていくことが重要でありまして、法律に基づく協議の場を始め、様々な機会を通じて地方の声を十分に伺っていくことが大切であると考えております。

**○岸まきこ**　所管するのは内閣府なんですが、引き続き大臣にもよろしくお願いいたします。

　次に、国の財政支出に依存しなければならない現状に現在自治体の方があるんですが、そのため、ＰＣＲ検査とか飲食店等への協力金、医療機関への入院確保策など、国の指示待ちや補助金頼みとなってきた現状にあります。しかし、国の判断が遅いため、現在のように対策、コロナ対策に遅れが生じているというのも指摘せざるを得ません。地方財政の確立は非常に重要であり、幾ら地方分権とか国と地方は対等協力関係といっても、財政の点から成り立たない構図になっているのが実情です。

　しつこいようですが、地方自治体が能力を発揮するためにも、法定率の引上げが大事です。二〇二三年度以降も法定率の引上げを要求していくのか、金子大臣に、具体的にどう動いていくか、御答弁をお願いします。

○金子恭之　総務大臣　お答え申し上げます。

　地方財政は、令和四年度においても巨額の財政、財源不足が生じておりまして、本来的には、交付税率の引上げなどによりまして地方交付税総額を安定的に確保することが望ましいと考えております。交付税率の引上げについては、現在、国、地方共に厳しい財政状況にあるため、容易ではありませんが、今後も交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張しまして、政府部内で十分に議論してまいります。

　また、令和五年度の概算要求に向けては、概算要求の時点で地方財政の歳入歳出を試算した上で、これにより得られた財源不足の見通し等に基づきまして具体的な対応を検討してまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　引き続きこれしっかりと取り組んでいただきたいです。

　次に、最後になると思いますが、一般行政経費に、まち・ひと・しごと創生事業費とか地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費を別枠で計上していますが、不安定な別枠ではなく、必要経費の充実をさせるためにも、例えば単独分に振り替えるなど恒常化すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　地方財政計画における一般行政経費のうち国庫補助負担金を伴わないものにつきましては、決算の状況等を踏まえ、幅広い経費を枠計上いたします一方、これとは別に、お話のございましたように、事業目的、内容を明らかにして、まち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費及び地域デジタル社会推進費を計上しております。

　その上で、これら別枠で計上いたしました経費につきましては、それぞれ普通交付税の算定におきましても、新たな算定項目を設けまして目的経費の内容に応じて算定をそれぞれ行っているところでございまして、こうした現行の取扱いについて御理解いただきたいと思います。

　その上で、地方創生や地域社会の維持、再生は一定の期間が必要となる息の長い取組でありますため、まち・ひと・しごと創生事業費及び地域社会再生事業費につきましては、現時点において具体的な終期は想定しておらず、令和五年度以降も当分の間は安定的に計上することが適当であると考えております。

　また、令和五年度以降の地域デジタル社会推進費の取扱いにつきましては、今春、デジタル田園都市国家構想実現会議におきまして取りまとめられる予定となっております実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　時間となりましたので、残りの質問はまたあしたさせていただきます。

　以上で終わります。